

事務連絡
平成26年3月17日

住宅・不動産関係団体 各位さま

国土交通省住宅局
住宅取得給付措置推進室

【協力依頼】消費税率引上げに伴う住宅取得支援制度の周知について

平素は住宅行政にご協力頂き大変ありがとうございます。

平成26年4月1日に消費税率が引き上げられることに伴う住宅取得者の負担軽減を図るため、住宅ローン減税等の住宅関連税制の拡充やすまい給付金制度を創設することとしております。

国土交通省においては、こうした支援制度の対象となる住宅取得者が制度を認識し、円滑に利用できるようにするため、別紙「新消費税率で住宅を取得した方へのお知らせ」を作成したところです。

貴団体におかれましては、住宅取得者が支援制度を円滑に利用できるよう、貴団体会員が新消費税率の適用される住宅を引渡す際に、住宅取得者に対し別紙「新消費税率で住宅を取得した方へのお知らせ」を配付するなど、制度の周知にご協力頂きますようお願いいたします。

すまい給付金は、住宅取得者（登記上の持分保有者）それぞれの収入に応じて給付金を交付する仕組みです。このため、例えば夫婦共有持分での住宅取得時などは、世帯合算収入が給付対象となる収入を超えている場合でも、夫か妻のいずれか（又は両方）が給付金対象となることもあります。このように、すまい給付金の給付対象となるか否かについては、住宅取得方法や登記内容によって変わるものとなっているため、周知については幅広く行っていただきますようお願いいたします。

なお、別紙「新消費税率で住宅を取得した方へのお知らせ」については、住宅瑕疵担保責任保険加入時に、保険法人から住宅事業者に対し配付を予定していることを申し添えます。

《本件に係る問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111

夜間直通 : 03-5253-8510

担当 : 企画専門官 豊嶋太朗（内線39463）

係長 原口統（内線39448）